

食品製造事業者規模拡大支援事業補助金交付要綱

令和5年7月19日
商工観光労働部企業振興課
食品・メディカル産業推進室

(趣旨)

第1条 県は、食品製造事業者の労働生産性の向上及び県外からの外貨獲得による県内経済の活性化を図るため、予算で定めるところにより、県内の食品製造事業者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。）で食品製造事業者であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないことと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びにそれについての補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる

部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第2号に係る納税証明書(県税に未納がないことの証明。原則として、申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (2) 第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(法人の場合)(別記様式第3号)
- (3) 第2条第4号に係る暴力団関係者に該当しないことの誓約書(別記様式第4号)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することによる収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の合計額の20パーセント以内の増減とする。

(計画変更等の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 規則第10条第2項第1号に該当する場合 補助事業変更承認申請書(別記様式第5号)
- (2) 規則第10条第2項第2号に該当する場合 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第6号)
- (3) 規則第10条第2項第3号に該当する場合 補助事業遅延等報告書(別記様式第7号)

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付決定のあった年度の11月30日現在において作成した補助事業遂行状況報告書に補助事業実施状況書(別記様式第8号)を添えて、当該年度の12月15日までに知事に提出することによって行わなければならない。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 この補助金を請求しようとするときは、請求書(別記様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月8日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第1号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第2号)
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
 - 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が、第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(別記様式第10号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、取得価格が1件50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条第1項の承認は、財産処分承認申請書（別記様式第11号）を知事に提出してこれを受けなければならない。

(書類の提出部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行し、令和5年度の予算に係る食品製造事業者規模拡大支援事業補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助上限額
1 県内経済への波及効果が高いと見込まれる受託製造の新規受注・拡大などを図るための事業であって、補助対象経費の合計が750万円以上となるもの。 (地域経済波及型)	機械・設備の導入に要する経費	3分の2以内	3,000万円 (ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)
2 事業の拡大を図るためのものであって、補助対象経費の合計が200万円以上となるもの。 (一般型)		2分の1以内	500万円 (ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)

※ 補助対象経費には付帯工事及び補助事業により導入する機械・装置の据付けに要する経費を含む。

※ 事業効果を高めるための複数の機械・設備の導入も補助対象とする。

※ パソコン・タブレット端末など、汎用性があり目的外使用が可能な機械等は補助対象外とする。

※ 補助対象事業は国、県及び市町村等による他の補助金を受けていないものに限る。